

令和6年度

事業計画書

自 令和6年 4月 1日
至 令和7年 3月 31日

公益財団法人 横浜市寿町健康福祉交流協会

次の目的・基本理念及び経営方針に基づき事業を行います。

目的

寿地区の住民等へ保健医療を提供し、地域福祉に関する事業及び社会参加・就労支援に関する事業等を行い、もって福祉の向上に資することを目的とする。(定款第3条)

基本理念

寿地区の住民をはじめとする市民の方々の「健康づくり・介護予防」、「生きがいづくり」、「社会参加・自立支援」を推進するとともに、相互に支え合いながら、交流しやすいまちづくりを推進します。

経営方針

- 1 施設利用者にとって、安全で衛生的、快適な環境を提供します。
- 2 住民のニーズに沿った事業を展開し、福祉・保健・医療などサービスの向上を図ります。
- 3 寿地区に関わる地域団体及び行政との連携協働により、誰もが安心安全に住み、健全で明るいまちづくりを推進します。
- 4 運営経費の適正化、業務の創意工夫・効率化を図るなど、経営の改革を進めます。

I 事業計画

1 会議の開催

(1) 理事会 理事6人、監事1人

次のとおり年2回以上開催します。

- ① 第1回 令和6年6月予定
 - ア 令和5年度事業報告及び決算報告
 - イ 令和6年度第1回評議員会の日時、場所及び議決事項
 - ウ 理事長及び常任理事の職務執行の状況
 - エ 法人の運営状況
- ② 第2回 令和7年3月予定
 - ア 令和7年度事業計画及び予算案
 - イ 令和6年度第2回評議員会の日時、場所及び議決事項
 - ウ 理事長及び常任理事の職務執行の状況
 - エ 法人の運営状況

その他、業務執行の決議、職務監督等、必要に応じて開催します。

(2) 評議員会 評議員5人、監事1人

- ① 第1回 令和6年6月予定
 - ア 令和5年度事業報告及び決算報告
 - イ 理事の選任
 - ウ 理事長及び常任理事の職務執行の状況
 - エ 法人の運営状況
- ② 第2回 令和7年3月予定
 - ア 令和7年度事業計画及び予算案
 - イ 理事長及び常任理事の職務執行の状況

その他、事業運営に関する重要事項の決議、執行機関の監督等必要に応じて開催します。

(3) 経営改善委員会

総合的で効率的かつ効果的な協会の運営並びに経営環境の変化に即応した、経営判断を行うため、原則として毎週木曜日に開催します。

- ① 参加者 理事長、常任理事、管理課長、健康コーディネーター室長、庶務班長、業務班長、診療所事務課長、医療班長
- ② 討議事項 経営改善の方向性、協約の具体化、事業計画の推進等

2 横浜市寿町健康福祉交流センターの管理運営

横浜市寿町健康福祉交流センターは、寿地区の保健医療の充実を図るとともに寿地区の住民をはじめとする市民の健康づくりや介護予防、生活の自立支援を通して生活環境の向上を推進し、さらには市民の社会参加を促進して市民相互の交流を深め、もって福祉の向上に寄与するために設置された施設です。

令和5年10月には、第1期に続き令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間、指定管理者として第2期の指定を横浜市から受けました。

令和2年3月上旬より新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、施設の使用制限や事業の一部休止の措置を講じましたが、令和6年度においても、引き続き感染拡大防止に十分配慮しながら、同センターの指定管理者としてセンターの諸機能を有効に活用して、利用者の利用に供するとともに各種事業を実施します。なお、運営に当たっては、地元代表、関連施設委員、行政等で構成した運営協議会と協議を行います。

◆センター施設概要

名称	横浜市寿町健康福祉交流センター		
所在地	横浜市中区寿町4丁目14番地		
敷地面積	2,647.82 m ²	建築面積	1,628.81 m ²
延床面積	2,529.94 m ² (1階736.60 m ² 、2階1,457.69 m ² 、地下335.65 m ²)		
広場面積	約700 m ² 他外構部		
施設全体	構造	鉄筋コンクリート造 地上9階地下1階(3~9階市営住宅)高さ30.8m	
	延べ面積	7,685 m ² (福祉施設2,530 m ² 、市営住宅5,155 m ²)	
	用途	福祉施設 1・2階 地階 屋外 市営住宅 1階(玄関、集会室) 3~9階 80戸	
施設内容	<p>【1階】多目的室、作業室、調理室、ラウンジ、図書コーナー、管理人室他</p> <p>【2階】診療所、精神科デイケア、健康コーディネーター室、活動・交流スペース、一般公衆浴場、授乳室、事務室等、横浜市ことぶき協働スペース(指定管理外)</p> <p>【屋外】広場、スロープ、駐車場(5台)、利用者駐輪場、屋外トイレ、防災備蓄倉庫他</p> <p>【地下】 機械設備室</p>		

予約が必要な施設	<p>【1階】多目的室（約110㎡）※ 作業室（約30㎡） 調理室（約20㎡）</p> <p>【2階】 活動・交流スペース（約90㎡） ※会議室は2室に分離できます。オープンスペースはミニ打合せ等で自由に利用できます。スペース内には、会議室2室が含まれます。</p>
設備	エレベーター、太陽光パネル、広場防災用トイレ他

◆センター施設の貸出

対象者	寿地区の住民をはじめとする市民相互の交流を推進して、市民の健康づくりや介護予防、自立支援等、健康福祉の向上を図るための様々な活動をしている団体等です。なお、貸出施設以外の施設は、原則として誰もが自由に利用できます。
対象施設	①多目的室、②調理室、③作業室、④活動・交流スペース（会議室1、会議室2含む）。 ※調理室は、多目的室・調理室と一体で利用することもできます。
貸出区分	貸出の単位は3時間ごとの区分とします。 ①午前 午前9時から午後0時まで ②午後1 午後0時から午後3時まで ③午後2 午後3時から午後6時まで ④夜間 午後6時から午後9時まで ※日曜日・祝日の「午後2」の区分は、午後5時まで、夜間区分はありません。
利用料	無料
目的外使用	<p>地域住民による健康活動や福祉活動及びこれらの活動を通して住民相互の交流を図るために交流センターを利用しようとする活動以外の目的であるものの、条例及び要綱の範囲内の使用である場合、所定の目的外使用料を支払うことで交流センターを使用することができます。</p> <p>【一区分あたりの目的外使用料金】</p> <p>①1階多目的室 1,530円（1,020円） ②1階調理室 330円（220円） ③1階作業室 420円（280円） ④2階活動・交流スペース（会議室1） 300円（200円） ⑤2階活動・交流スペース（会議室2） 420円（280円） ⑥2階活動・交流スペース全室※ 1,380円（920円） ⑦駐車場 600円/台（400円/台）</p> <p>（）内は日曜祝日の「午後2」の区分のみ適用されます。 ※「活動交流スペース全室」とは活動交流スペースの一体利用の場合で枠数としては2枠としてカウントします。</p>

◆センター登録団体及び事前予約

登録団体	横浜市寿町健康福祉交流センターにおいて活動を行う団体は、事前に団体登録を行っていただき、登録区分に応じてセンターを利用できます。
登録区分	<p>団体登録区分は、次の3区分に分かれています。</p> <p>①健康福祉交流団体 市民の健康づくりや介護予防、または、福祉支援を必要とする地域住民の自助活動、支援活動、若しくは地域の支えあいを目的とした住民相互の交流活動に直結し、健康福祉交流活動の担い手として活動する団体。</p> <p>②健康福祉協力団体 自らの生活環境等の向上のために活動している団体であって、健康福祉交流活動、地域貢献活動等のためのボランティア活動を実施する団体。</p> <p>③その他の団体 目的外団体及び未登録団体。</p>
団体登録の有効期限	登録した日から3年間有効とします。継続して登録する場合には有効。期限満了日までに、団体登録書の更新をご案内します。
事前予約	<p>登録を行っていただいた団体は、登録区分に応じて、優先的に事前予約ができます。電話予約も受け付けていますが、正式な利用申請書の提出をしていただきます。</p> <p>【事前予約受付可能日及び利用枠数】</p> <p>①健康福祉交流団体 2か月前の1日から 上限3枠まで</p> <p>②健康福祉協力団体 1か月前の1日から 上限2枠まで</p> <p>③その他の団体 利用日から起算して30日前から 上限はありませんが横浜市の許可が必要となります。 ※利用枠数とは、貸出区分ごとに原則1施設</p>
登録団体数	70団体（令和6年2月1日現在）
優先利用	横浜市が、健康福祉交流推進のために交流センターを利用しようとするときは、優先的に利用します。

(1) 診療所（公益目的事業2）の運営

診療所は、①患者のほとんどが生活保護受給者である、②相談室では専門スタッフが各種相談に応じている、③結核や依存症等の患者の方々を対象に服薬管理（DOTS）を行う、④自己負担金の持ち合わせがない患者への貸付（特別診療）を行う、などを特徴としております。

令和4年度から、患者の待ち時間の短縮と医師の負担を軽減し、診療内容の充

実に資するため、内科については、原則常時医師2人の態勢としました。

今後とも、地域医療を支える診療所として患者に寄り添い、予防し、治し、支える医療を様々な面から提供していきます。

①診療概要、利用内訳等

診療科目	内科、精神科(精神科デイケア含む)、		
診療日	月曜日～金曜日(開所予定日数243日)		
休診日	土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日		
診療時間	午前 9時30分～12時30分 午後 1時55分～6時00分		
精神科デイケア	月・水・金曜日 午前10時～午後4時		
院内薬局	月～金曜 午前・午後(診療時間と同)		
延利用者見込	19,000人 1日平均 78人	内科 精神科 デイケア DOTS※	12,500人 5,800人 700人 1,400人
診療所スタッフ (令和6年4月1日 予定)	医師12名、看護師6名、薬剤師1名、放射線技師3名、医療ソーシャルワーカー2名、作業療法士2名、医療事務3名、事務職4名、アルバイト2名 計3名		

※DOTS : 結核治療、アルコール依存症治療等において、医療監視のもとに、看護師が直接確認しながら、服薬指導管理を行います。※内科・精神科はDOTS含む

② 診療所での診療・相談以外の事業

ア 寿地区健康診査(結核及び生活習慣病予防)の実施

地区住民の健康意識の向上のため、地域や関係機関と連携し健康診査を実施します。(年2回予定)

イ 年末結核検診事業の受託

横浜市が、年末年始に住居を持たない生活困窮者のため一時宿泊所宿泊所を提供する「寿地区年末年始対策事業」の一環として行う「結核検診事業」を受託します。

【新規・拡充等の取り組み】

ア 内科の地域特性を踏まえた医療提供の構築等

内科2診制の定着を活用し、寝たきりや認知症などで通院が困難な患者に対する簡易宿泊所への積極的な往診の調整と実施、またポータブルエコーの導入による患者の負担軽減と適切な検査の実施に取り組みます。

このことにより、地域の特性を踏まえた医療の提供、患者の利便性向上とともに診療報酬の増加を目指します。

イ オンライン資格確認システムの本格的導入

国によるマイナンバー保険証への切り替えに伴い、オンライン資格確認システムを導入し、対応します。

(2) 健康コーディネーター室（公益目的事業2）の運営

①健康チェック・健康相談

血圧等の測定や個別相談を通し、自身の健康管理ができるよう支援していきます。

ア エリア内の他診療所との連携のツールとして血圧手帳を活用し、新規利用者を増やしていきます。【拡充】

イ 出張健康相談として、生活館はじめ簡易宿泊所への健康相談を再開していきます。【拡充】

ウ 個別生活改善（栄養士による個別栄養相談）事業：継続した相談ができるよう工夫していきます。

②健康づくり・介護予防の推進

日常生活の中に、楽しみながら運動やバランスの良い食事が取り入れられるよう、各種教室を開催します。

ア 健康クラブ：毎年体力測定を行い、参加者のモチベーションの向上と教室の効果判定を行います。

イ ミニクッキング：業務班と協力し、アシスト事業参加者を対象に、カリキュラムに組み込んで実施していきます。【拡充】

ウ ノルディックウォーキング体験会：運動習慣が身につくよう、引き続き業務班と協力し実施していきます。

エ 作業所を対象とした健康づくり：健康や食生活をテーマとした講話を、地域の作業所に実施していきます。作業所職員に対しては、健康づくりサポーターとしての役割を伝えていきます。

③関係機関・団体とのネットワークの構築

ア 寿地区障害者作業所等交流会：寿周辺地区にある約20団体の作業所を対象に、研修等を年3回実施します。

イ 健康コーディネーター連絡会：関係機関の情報交換を目的に年2回開催します。

ウ 簡宿連絡会：当面、簡易宿泊所への出張健康相談を実施しながら、管理者との関係づくりに力を入れます。

エ 介護事業所連絡会：地域ケアプラザと協力し、エリア内で実施されている連絡会へ参加していきます。

◆施設概要

開室日時	月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで
休日	土曜日、日曜日、祝日および12月29日～1月3日
スタッフ	4名（室長含む）
各種機器・設備	体組成計測定器、血圧計、各種フードモデル、血中酸素濃度測定器、握力計等
利用者見込み	20,000人

(3) 一般公衆浴場（収益事業1）の運営

地区の住民の公衆衛生の向上、健康維持のため湯舟があり広く快適な一般公衆浴場は必要不可欠な施設です。また、単身生活者の住民がふれあい交流できる場の一つでもあります。

当協会は、旧寿町総合労働福祉会館において、42年間一般公衆浴場を営業してきました。旧会館を閉鎖した平成28年3月末から一時、休業していました一般公衆浴場「翁湯」を令和元年6月1日から再開しました。

再開にあたっては、横浜市浴場協同組合と協議し、協力（一部業務の委託）を得て運営しています。

① 委託業務の内容

安全確認を含む受付業務、清掃及び衛生管理業務、設備機器管理業務

② サービスの向上

ア 横浜市浴場協同組合と連携し、季節感のあるサービスを実施（菖蒲湯、柚子湯、昆布湯等、6年度より回数を増加し月1回変わり湯の日を設けます。

【拡充】

イ 健康器具（血圧計、体重計等）を設置

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午後1時から午後9時まで
休日	日曜日及び元旦
入浴料金	大人530円、中人（6歳以上12歳未満）200円、小人（未就学児未満）100円
物販品	タオル、石鹸、飲み物等
アメニティ	体重計、血圧計等
延床面積	約200㎡（脱衣室、洗い場・浴槽含む）
利用者見込み	26,000人

(4) 諸室の管理及び活用

【1階】

① ラウンジ（公益目的事業1）

ラウンジを数区画に分け、諸室との連携を考えながら、住民のニーズに沿った異なる機能を持たせます。また、総合的イベントや地域行事ではラウンジ・諸室・広場を一体的に利用できます。

ア 飲食コーナー

電子レンジやポットなどを提供し、軽飲食ができるコーナーとして利用できます。

イ 娯楽コーナー

囲碁・将棋セット等を常設し、交流の場を提供します。

ウ テレビコーナー

60インチの大型液晶テレビを設置し、常時放映しています。

また、月に1度程度、映画の上映（コトキネ）を行います。

エ 情報コーナー

行政広報資料や地域関係機関団体等の情報資料を提供します。

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
施設貸出	対象外
利用方法	個人利用（利用登録なし）
アメニティ	液晶テレビ、囲碁セット、将棋セット、電子レンジ、ポット等
延床面積	約320㎡
利用者見込み	40,000人

② 図書コーナー（公益目的事業1）

各種図書を備え、読書の場を提供します。

貸出カウンターはラウンジのフロントとして、利用を促す役割を持たせます。

また、本の閲覧・貸し出し、新聞の閲覧の他にも、新着本などを紹介する図書コーナーだよりの発行（季刊）や、様々なアート作品を展示するなど居心地の良い空間を提供するようサービス向上に努めます。また、更なる利用促進に向けて、海の日や山の日、ハロウィンなど季節ごとにイベントを企画・実施します。

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで
休日	第4日曜日及び12月29日～1月3日
受付	スタッフ1名常駐
施設貸出	対象外
利用方法	個人利用（図書貸出は登録制）
アメニティ	各種図書（約8,500冊）、カードシステム（バーコード式）、 血圧計・体重計等
延床面積	約70 m ²
利用者見込み	37,000人

③ 多目的室（公益目的事業1）

軽運動や会議、講座、研修など幅広い用途で利用できます。隣接している作業室や調理室と連動した催しも可能です。

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで
休日	第4日曜日及び12月29日～1月3日
施設貸出	対象
利用方法	団体利用の他、個人利用の時間帯を設ける
アメニティ	テーブル・椅子、映像・音響機器、大型スクリーン、卓球台・卓球セット、ヨガマット、運動用具等
延床面積	約110 m ²
利用者見込み	17,000人

④ 作業室（公益目的事業1）

工作物を製作等の軽作業の他、打ち合わせ等にも利用できます。利用人員は8人程度。隣接している多目的室や調理室と連動した催しも行えます。（個人利用はできません）

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで
休日	第4日曜日および12月29日～1月3日
施設貸出	対象
利用方法	団体利用
アメニティ	作業台、椅子、工具セット、アイロン、ミシン等

延床面積	約 30 m ²
利用者見込み	3,000 人

⑤ 調理室（公益目的事業 1）

調理台や調理器具などを取り揃えており、料理教室や栄養講座の開催などの用途で利用できます。（利用人員は 5～6 人程度）

隣接している多目的室や作業室と連動した催しも行えます。（個人利用はできません）

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで 日曜日・祝日 午前 9 時から午後 5 時まで
休日	第 4 日曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日
施設貸出	対象
利用方法	団体利用
アメニティ	調理台、各種調理器具、冷蔵庫、炊飯器、電子オーブンレンジ、電気ポット、各種食器、配膳ワゴン等
延床面積	約 20 m ²
利用者見込み	800 人

【2階】

⑥ 活動・交流スペース（公益目的事業 1）

会議室 2 室とオープンスペースの部分があり、パーティションを移動させて一体的に使用することができます。会議室は諸団体が打ち合わせや活動の場所として予約利用します。また、オープンスペースは、自由にミニ打合せなどで予約なしで利用できる（現在は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、団体利用以外は使用不可）他、登録団体や地区内の様々な団体の活動を紹介する資料を閲覧できるコーナーを設けました。また、年 1 回地域住民や、関係団体から募った作品を展示する「ことぶき作品展」の会場や、地域の文化・歴史などがわかる展示（写真・資料等）地区内の保育園園児等の作品展示、地域ゆかりのアーティストや障害者等の作品展示を行っていきます。

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前 9 時から午後 9 時まで 日曜日・祝日 午前 9 時から午後 5 時まで
休日	第 4 日曜日および 12 月 29 日～1 月 3 日
施設貸出	対象
利用方法	団体利用、オープンスペースは個人利用もできます。
アメニティ	テーブル・椅子、ラック等、印刷機

延床面積	約 90 m ²
利用者見込み	13,000 人

【屋外等の利用】

⑦ 広場

センターの 1 階の交流ゾーン及び、2 階の縁側通路及びスロープと一体となった広場は、地域の住民や団体の交流、ふれあいの拠点であり、様々な地域活動を支える機能を発揮できる施設として利用されています。

【4つの機能】(約 700 m²)

- ア 住民の日常生活を支える憩い・息抜き・遊び・語らいの居場所機能
- イ 指定管理者や地域の諸団体等の主催する催事を実施する会場としての機能
- ウ 地域全体のイベントの場として、地区内外の住民相互の交流機能
- エ 災害時等の一時避難場所や応急活動拠点などの公的機能

⑧ 受付警備（公益目的事業 1）

センター施設内外の案内業務と警備を行い、設備の維持管理を行う他、急病人に対する救急車の要請等などの業務を行っています。

◆施設概要

開室日時	月曜日～土曜日 午前9時から午後9時まで 日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで
休日	第4日曜日及び元旦
体制	警備員 1～2名常駐

⑨ 自動販売機等の設置（収益事業 1）

利用者へのサービスとして、1階ラウンジのリフレッシュコーナー等に飲料の自動販売機（非常時対応用）を設置し、売上本数に応じた設置手数料を収益とします。また、有料のコピー機を設置しています。

(5) 自主企画事業（公益目的事業 1）の実施

① 自己啓発講座

参加者の自立を支援し、生きがいを持って充実した生活を送れるよう、地域と連携し、継続性のある講座を展開します。「健康づくり」、「生きがいづくり」を主なテーマとし、人と人との触れ合い、健康維持増進・介護予防に役立つ学びの場を提供していきます。

◆主なプログラム

名 称	内 容	回数等
ウォーキングフットボール	誰でもできる「ウォーキングフットボール」の基礎を学び、チームワークの大切さへの理解や住民同士の交流を深め、健康増進に繋がります。主に作業所対抗で年1回大会を開催します。	4月～3月 50回前後開催、大会は11月
園児交流サッカー	地区内2つの保育園児にサッカーを通じ、スポーツに親しんでもらうことと、相互の交流を目的に開催します。	年20～30回
ノルディックウォーキング	ノルディックウォーキングの基礎を学び、地区内外をウォーキングし、健康増進と参加者の交流を深めます。	毎週1回実施、講座は年数回
(Y.S.C.C. ※とのコラボ企画) 健康づくり自己啓発講座	Y.S.C.C.等との連携のもと、健康づくりに欠かせない「食育」、「口腔衛生」、「健康体操」について包括的に体験学習できる講座を月1回行います。 食育：管理栄養士 口腔衛生：歯科医師、歯科衛生士 体操：トレーナー	4月～3月 12回開催
健康体操教室	Y.S.C.C.のトレーナーの指導のもと、足腰が弱い高齢者でも無理なく継続できる体操教室を行います。	4月～3月4回開催
スポーツ協会との共催事業	中区スポーツ協会との共同企画で、誰でも手軽に親しむことができる軽スポーツを実施します。 ・「ウォーキング&ゴミ拾い」 地区内のごみを回収しながら、健康的・実践的な歩き方を習得します。 ・「正しいラジオ体操を学ぼう」 ラジオ体操を正しい方法で実施することにより、健康増進と理解と関心を高めていただきます。 ・「ヨコハマさわやかスポーツに親しむ」 幅広い世代で手軽に楽しめるラダーゲッター、ボッチャ、グランドゴルフなどを行い、交流の機会と心身の健康を高める機会としていただきます。	4月～3月 複数回開催
ことぶき協働スペースとの共催事業	・「ポップアートカードを作ってみよう」 カードを開くと飛び出すモチーフが楽しいポップアップカードを指導者からの手ほどきにより制作し、楽しいひと時を過ごしていただきます。 ・「スマホの基本を覚えよう」 持っているのに使えない方に、写真のとり方、見方など初歩的な諸々の機能既往を伝授し、スマホ生活をより豊かなものとしていただきます。	年3～4回 スマホ 月1回
民間コラボ講座	日本茶販売会社の職員を講師として招き、おいしいお茶の淹れ方を習得する機会とし、日常生活を楽しく豊かなものとしします。	複数回

他、生活習慣病予防など講座を、各施設・会場へ出張して実施していきます。
また、保険会社が行う地域住民のコミュニティ活動とコラボし「睡眠講座」

「防災講座」「もしもの時の行動プラン講座」などを開催します。

※Y. S. C. C. (NPO法人 横浜スポーツアンドカルチャークラブ)

中区本牧に本部を置き、子どもから社会人まで、家族的雰囲気の中で活動するスポーツクラブで、現在J3リーグに所属しています。地域貢献活動の一環として、寿地区の健康増進、スポーツ普及に取り組んでいます。

② スマイル事業

センターを会場に、誰でも気軽に参加でき、笑顔で楽しめる多様で魅力的なプログラムを実施していくことで、引きこもりがちな住民が屋外に出るきっかけとし、交流を深める場としての事業を展開していきます。

◆主なプログラム

名 称	内 容	回数
スマイルパター	パターゴルフのように行い、6回打ってボールが得点的に何個入るのかを点数にして競い合います。	年12回
スマイルゴルフ	専用のクラブ、ボールを用いホールに入ったボールの合計を競い合います。	年15回
頭脳クラブ	脳トレ、トランプなど頭脳を使ったレクリエーションを実施します。	年4回
映画クラブ	懐かしの名作映画をワイドスクリーンで上映します。	年12回
書道クラブ	書を通じてふれ合うとともに、年2回開催している「ことぶき作品展」への出展に向け、上達を目指します。	年12回
スマイルいろいろ クラブ ～自由時間～ 【見直し】	従来の事前申込制を見直して入退室自由とし、オセロ、囲碁将棋、麻雀、カードなど、やりたいものを選んで自由に楽しむ時間を提供します。	年6回
工芸クラブ	手芸、工作等を体験してもらい、創作を通じて、心の活力と安らぎの得られる場とします。	年12回
クリスマス会	ゲームと飲食を楽しむクリスマス会を行います。	年1回

③ バラエティ講座

センターを多くの方に知っていただくため、各種講座・教室を開催します。これらの自主企画事業を通じ、多くの住民の方々が参加することにより、住民同士の交流を深め、能動的な社会参加につながるようにします。また、寿地区以外の方にも参加していただけるプログラムも企画していきます。

◆主なプログラム

名 称	内 容	実施月
マイノリティ（社会的少数者）などの理解のため講座	LGBT や依存症などの当事者や家族、また支援者・専門家などから話を聞き、理解を深めるための講座を開催します。 （5年度、LGBT と多文化共生講座を企画しましたが感染拡大のため中止）	4月～ 複数回
横浜の歴史講座 【新規】	住んでいても知らなかった横浜の歴史の人物や場所などをテーマにあわせてわかりやすく説明します。	4月～ 複数回
書道教室 【新規】	講師を招いて個人差及び経験の有無により異なった各自にあわせた書道指導を行います。また「名前の個人レッスン」など、テーマを決めて練習する回も設けます。	4月～ 複数回
お面を作ろう【継続】	ハロウィンの時期などに合わせて、それぞれ参加者が思い思いのお面を創作し、センター内などに展示します。創作による心の豊かさを醸成し、講座を通じて参加者同士触れあい、親しんでいただく機会とします。	9月～ 複数回

他「昔あそびと街頭紙芝居の会」「季節のうたごえ会」「Sdgs って何？」などの講座を開催します。

(6) 地域共催事業（公益目的事業 1）への参加・協力

地域の自治会や社会福祉協議会などが主体となって開催された各種事業に参加・協力をします。

① ラジオ体操

平日（月～金）朝、住民や関係団体職員等が参加して、センター広場にてラジオ体操を実施します。

② 地域防災拠点訓練

「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」に主体的に参加し、主催の地域防災拠点訓練について準備段階から企画に参画し、当日の運営に協力します。

(7) センターまつり（公益目的事業 1）

日ごろから利用されている方々への感謝の意を表すため、地域関係団体と協力し、センターあがてのイベントを開催します。

6年度は、センターの開所5周年及び財団の設立50周年にあたる年でもあるため、センターまつりの一環として記念事業を企画します。

参加者・予定来場者 800人

【コンセプト】

- ・地区外の方にも関心を持ってもらい、新たな利用層の獲得します。
- ・地域関係団体等と協力をし、多くの地域住民が楽しめる地域に根付いたお祭

りに育てていきます。

- ・健康づくりの普及啓発を行います。
- ・各班職員による実行委員会で企画を練り運営し、手づくりで親しみやすい祭りを作り上げます。職員と地域住民との交流の場とします。

(8) センター運営協議会の開催

センターの運営をより効果的かつ地域に密着したものとするため、地元委員、関連施設委員、行政関係者による運営協議会による検討と意見交換を行います。

- ① 開催予定 年2回
- ② 会場 センター2階会議室
- ③ 委員 19人
- ④ 内容 センターの利用状況等説明、意見交換

(9) 施設の維持管理

センター利用者の方々に安心・安全に施設を利用していただくために施設の維持管理等を行います。

- ① 建物清掃・管理関係
建物清掃、人的警備、機械警備、電気設備管理、電気保安点検等
- ② 各種設備点検整備等関係
消防設備、空調設備、昇降機、自動ドア、受水槽類清掃委託
貯水タンク類保守、衛生害虫駆除、樹木選定・植栽管理等

3 横浜市寿生活館の管理運営（公益目的事業3）

横浜市から第4期(令和3年度～令和7年度までの5年間)指定管理者として指定を受け、運営をしております。

生活館は、住居のない方及び地域住民の方の福祉の向上を目的に、生活相談支援を行う他、地域活動や交流の場としての利用に供します。また、衛生環境の向上のため、シャワーや洗濯室を無料で使用できる環境を整えています。センター同様、令和2年3月上旬より新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて、施設の使用制限や事業の一部休止の措置を講じておりましたが、令和6年度においても、引き続き感染拡大防止に十分配慮しながら、利用者の利用に供するとともに各種事業を実施します。

管理運営に当たっては、地元代表、学識経験者、行政等で構成した寿生活館運営委員会と協議の上行います。

(1) 寿生活館運営委員会の開催

原則として年1回開催します。

協議事項

- ア 令和5年度事業報告・収支決算報告
- イ 令和6年度事業計画・収支予算報告
- ウ 次年度予算に関する要望事項

(2) 施設の管理及び活用

【3階】

ことぶき学童保育が令和5年5月末で事業を終了したため、閉所後の用途について、生活館条例・基本協定等の規定と地区の意向を踏まえ、援護対策担当と協議を行いました。その結果、センター多目的室等の諸室と同様の貸出施設とし、寿地区内外で活動する団体等にご利用いただきたいと考えています。

今後、施設の修繕を行ったうえで令和6年度の早い時期からの利用開始を目指します。なお、令和6年2月15日の生活館運営委員会で、方針を説明しました。

【4階】（開室予定は293日、休室は月曜日、祝日および12月29日～1月3日、開室時間は、午前9時～午後9時（土日は午後5時まで）

① 会議室

地域の各種団体の打合せ、AA(*)等の利用に供します。

（利用回数見込80回 利用者見込800人 1日平均10人）

*AA（アルコールクス・アノニマス）：アルコール依存症から回復するために助け合う共同体

② 集会室(娯楽室)

液晶テレビ1台を設置し、地域住民・施設利用者の憩いの場・交流の場としての利用に供します。

（利用者見込35,000人 1日平均120人）

③ 洗濯室

全自動洗濯機3台、ガス乾燥機2台を設置し、自由な使用に供します。

（利用者見込20,500人 1日平均70人）

④ シャワー室

ガス湯沸機2台、シャワー器2台を設置し、自由な使用に供します。

（利用者見込20,500人 1日平均70人）

⑤ 湯沸室(炊事場)

流し台1台、調理台1台、ガスコンロ2台を設置し、施設利用者の台所として自由な使用に供します。

（利用者見込41,000人 1日平均140人）

(3) 事業の実施

① 利用者交流事業（えがお倶楽部）

生活館利用者の交流の場としてスタートした「えがお倶楽部」の事業の一環

として、生活館利用者の茶話会（利用者ミーティング）を実施します。

令和元年度から始めた食事作りは好評であり（現在は休止中）、今後もこのような利用者の主体的に参加しやすい行事や、利用者の高齢化に配慮した、健康づくりへの動機づけも行っていきます。

② 高齢者事業及び文化事業（スマイル事業）

高齢者事業及び文化事業は、参加者が楽しみながらコミュニケーションをとれるメニューを工夫し、地域の中の居場所のひとつとして、または社会参加活動の場として、引き続き気軽に参加できるようにしていきます。

【交流事業及び高齢者・文化事業の実施予定】

事業区分	プログラム名	年間実施回数（回）	利用者（人）
利用者交流会事業	えがお倶楽部（茶話会）	6回	120人
高齢者事業	囲碁・将棋の日	12回	400人
	アレンジボウリング	9回	180人
	映画クラブ（感染状況により実施）	12回	240人
	お花見（感染状況により実施）	1回	20人
	輪投げの時間	6回	120人
	ボッチャ・棒サッカー（新規）	6回	120人
文化事業	ことぶき作品展	1回	650人

※参加者にはスマイルカードを配ります。事業に参加するごとにスタンプを押印し、スタンプ数に応じて景品カタログから欲しいものをプレゼントします。

(4) 施設の維持管理

利用者の方々に安心・安全に利用していただくため、施設、設備の点検、修繕を実施します。

【設備点検、清掃等関係】

清掃、簡易専用水道検査、貯水槽洗浄および水質検査、一般廃棄物処理業務、消防用設備、ガス乾燥機保守、害虫駆除等

4 仕事チャレンジアシスト事業（公益目的事業4）

中区役所から受託している事業で、中区の主に生活保護受給者等の方々に対し、生活リズム、勤労意欲の維持・向上のため、就労体験や地域貢献事業及び生活・社会面の講義などのプログラムを実施することで、就労意欲を喚起し、※「仕事チャレンジ講座」への受講が可能かの見極めを行います。

令和3年度からは、就労の場の多様化を目指し希望者へ受講することにより介護ヘルパー等のサポートが可能となる「生活援助従事者研修(講座)」を開設しました。NPO法人ことぶき介護に運営をお願いし、令和3年度から5年度まで15人が講座を修了しました。6年度も引き続き各関係機関の協力を得ながら実施します。また、地区外の近隣自治会等での清掃実施など、活動と就労支援の幅を広げていきます。

※ [仕事チャレンジ講座]

社会福祉法人神奈川県匡済会が中区役所から受託し、実施している事業。自立のために就職を目指している生活保護受給者及び生活困窮者の方を対象に、2か月間講座の中で、生活、社会、技能習得の訓練を行っています。

(1) 事業の内容

① 清掃・街の美化の活動

地区内(道路、公園、公衆トイレ、施設等)清掃、粗大ごみ収集等

② 地域行事への協力

各種行事の準備・片付け、荷物の運搬等

③ 座学

脳トレ、講座(週1回)、教養プログラム(月1回)、パソコンの操作基礎

④ 生活援助従事者研修

協会が主体となり開設する介護従事者等のサポートが可能となる講座への参加

(2) 実施日

事業実施日 月～金曜日の午前9時～正午

(3) 延べ参加者見込数 2500人

5 寿交流サポート事業(公益目的事業4)

中区役所から受託した事業で、「寿いきいきライフ事業」の趣旨を受け継ぎ、4年度からは表題事業となりました。寿地区及び隣接地区に居住し、生活保護を受給している方及び障害者、高齢者で自立の意欲がある方に対して、地域社会と関わりを持ち続けられるよう、活躍の場を提供し、自立した生活を送ることができるよう支援することが事業目的です。個々の参加者の特性にあった生活リズムの改善、社会性を身に付けるための活動などを通じて、生きがいを持ち健康の維持増進につながるよう事業運営します。事業での活動を通じて人との関わりを持ち、日常生活でも心豊かで落ち着いた生活を送れるよう、個々の参加者に寄り沿った支援・運営を心掛けます。

(1) 事業の内容

① プログラム

ア 生活リズム改善に係る活動

ラジオ体操、スポーツ（ボッチャなど）、座学（クイズ、脳トレなど）

イ 経験能力の活用

木工、調度品の制作、図書整理、園芸（街の美化）

ウ 自立生活支援に関する活動

健康講座受講等

エ 地域社会との関わり

地域清掃作業、粗大ごみの回収、季節行事（こいのぼり等）の補助

② 事業者開拓等

ア ボランティア受け入れ事業所の開拓

イ 自治会など地域における支援者ネットワークの形成

(2) 実施日

事業実施日 月～金曜日の午前9時～正午

(3) 延べ参加者見込数 2,500人

6 地域福祉保健推進事業

高齢化が進み、単身高齢者の方が多く居住する等の地域特性を踏まえ、地区内の誰もが安心して健やかに暮らし、自立が促進され、お互いに支えあい交流できるまちづくりを目指して、地域福祉保健を推進する各種事業に取り組みます。

(1) 地域福祉保健事業の実施

① 寿地区障害者作業所等交流会の継続開催 2-（2）④アの再掲

寿地区住民が利用する地区及び周辺の作業所等との交流会及び実務者連絡会を開催し、それぞれ抱えている共通の課題や事業展開などについて意見交換相互の活動発展に寄与する場として交流会を継続開催します。

ア 開催回数 交流会 年3回、事務者連絡会 月1回

イ 参加団体

20事業所（寿地区作業所・中区福祉保健センター・市社協・寿福祉プラザ相談室・中区基幹相談支援センター）

② 寿地区簡易宿泊所・介護保険事業所交流 2-（2）③ウ、エの再掲

簡宿連絡会：当面、簡易宿泊所への出張健康相談を実施しながら、管理者との関係づくりに力を入れます。

介護事業所連絡会：地域ケアプラザと協力し、エリア内で実施されている連絡会へ参加していきます。

③ 年末特別対策

年末特別対策として、住居のない方及び簡易宿泊所居住者等のために、寿生活館を利用に供します。

・期間

12月29日～30日 午前9時～午後8時

12月31日 午前9時～午前0時

・3日間延利用者数 約1,500人（1日平均500人）

(2) 広報事業

① 広報紙『いぶき』の発行

『いぶき』を毎月1回(25日前後)発行し、地域住民及び関係機関団体に当協会事業及び地域情報をお知らせします。『いぶき』は当協会ホームページにも掲載しています。

・発行部数 年間9,600部(月800部)

・配布先 月170か所(寿地区内及び周辺の公共施設・事業所・店舗・簡易宿泊所、関係機関等)

② 事業概要『あゆみ』の発行

当協会の事業概要『あゆみ』を発行し、協会の事業や寿地区での取組みについて発信します。『あゆみ』は当協会のホームページにも掲載しています。

③ ホームページ内容の充実

内容を見直し、効果的かつ、当協会の事業及び地区に関する情報をタイムリーに掲載します。

④ X（旧ツイッター）による情報発信

タイムリーに新しい情報を提供するために、Xによる情報の発信を進めます。

(3) センター内の事業所等（指定管理外）との連携

① 横浜市ことぶき協働スペースとの連携

センター2階の「横浜市ことぶき協働スペース」は横浜市から受託された事業者が運営しておりますが、連携して、地域のまちづくりや地域支援を検討・推進します。

※「横浜市ことぶき協働スペース」の業務内容

- ・寿地区内外の各種団体及び事業者等と進める寿地区のまちづくり・地域支援に必要な取り組みの創出等に関する事業
- ・寿地区内外の団体等の連携と交流の推進に関する事業
- ・寿地区におけるボランティア活動の促進に関する業務
- ・寿地区の情報集及び地区内外への発信に関する事業
- ・寿地区の調査研究に対する支援に関する事業

(「横浜市ことぶき協働スペース運営事業委託」業務説明資料より)

② 市営住宅（寿町スカイハイツ）との連携・交流

3階から9階までの市営住宅の住民団体及び指定管理者と防災に関することや催事を通じて、相互の連携や交流を図ります

(4) 地域連携事業の実施

事業実施主体の事務局として、または協働実施団体として、地域のコミュニティ活動や行事について、地域組織と連携して継続的に実施します。

① ことぶき花いっぱい運動

「ことぶき花いっぱい運動サポーターの会」主催の寿地区内の清掃活動に参加し、月2回、主に中村川沿いの道路清掃（亀の橋～車橋間）を行います。

② 七夕祭り

全長20mほどの竹に、保育園の子どもたちや住民の願いを書いた短冊を飾ります。

(5) 地域協力事業の実施

地域の関係団体が協働して取り組む事業に協力し、地域住民の活動や生活を応援します。

① ことぶき夏祭り

実行委員会主催による寿夏祭りにセンターの広場の提供など協力します。

(6) 行政との協働事業の実施

① 寿地区健康診査（結核及び生活習慣病予防）事業

中福祉保健センター主催の胸部レントゲン検査などの結核検診(年2回)に協力するとともに、それに合わせて生活習慣病の健康診査(無料)を実施します。
(6、10月 予定) (2 (1) 診療所の②アの再掲)

② ホームレス相談・支援事業

診療所で、自立支援施設はまかぜの入所時健診及び診療を行い、横浜市の生活困窮者支援事業に協力していきます。また月1回、行政の実施する路上生活者夜間巡回に参加し、健康コーディネーター室利用や必要時診療所につなげます。

③ 年末結核検診事業

横浜市が、年末年始に住居を持たない生活困窮者のため一時宿泊所を提供する「寿地区年末年始対策事業」の一環として行う「結核検診事業」を受託します。(2 (1) 診療所の②イの再掲)

④ 地域のまちづくり推進組織支援

寿地区には、高齢化への対応、防災の他、不法投棄などの環境問題、路上駐輪の交通問題、衛生問題、防犯問題など様々な課題があり、地域、民間団体機関、民間事業者、行政が協働して取り組まないと解決は困難です。地区内には、二つの地域横断的な組織が地域のまちづくりに重要な役割を果たしています。当協会は、それらの推進組織の事務局を、健康福祉局寿福祉プラザ相談室及び中区福祉保健センターとともに担い、まちづくりに取り組んでいます。

ア「寿プラザ地区地域防災拠点運営委員会」

現在、最も幅広く地域の関係団体機関、事業者、行政が結集して、防災・減災等を中心に様々なまちづくりの課題に取り組んでいます。

イ「寿地区地域福祉保健計画推進委員会（愛称「ゆめ会議」）」

地域の関係機関団体、事業者、行政が参加し、地域における生活課題を中心に話し合いを進めながら、寿地区における地域福祉保健計画の策定、課題解決に向けた取り組みを進めています。

7 人材育成の取組

令和3年度にまとめられた「人材育成計画」を基本として人材育成を行います。

人材育成の核となる、研修については、当協会職員の専門・実務能力の育成及び人権意識の向上等を目的に各種職員研修を実施します。行政等で開催される研修についても、関係職員を派遣し、幅広い知識の吸収と業務の質的向上の契機とします。

【研修の体系】

項目	対象	内容
新規雇用職員研修	新規雇用職員・嘱託員	寿地区について（街の見学も含）の理解、協会の歴史、役割、業務、横浜市との協約など
全員研修	全職員（希望者）	協会の役割と組織運営、コンプラ、人権、ハラスメント、個人情報保護等、法人職員として受講が必要な研修
専門研修	全職員（希望者）	専門分野を中心として、外部研修への業務出張としての参加 協会職員としての必要性、コストなどを判断し派遣を決定

II 経営の方向性及び協約

横浜市の「特定協約団体マネジメントサイクル」により、令和元年度から5年度までの5年間で期間として「経営の方向性及び協約」を横浜市と協議の上作成し、今後これに基づき経営のさらなる向上を図ってきました。6年度からの協約については、今後、横浜市との協議を踏まえ策定する予定です。

1 協約の取組概要

寿地区は、昨年度の調査による高齢化率が52.8%となるなど寿町総合労働福祉会館建設当時の日雇い労働者の街から、高齢者が多く住む健康づくりや介護予防など福祉ニーズの高い街へと変化し、団体に求められる役割や事業の展開も変化してきました。

こうした寿地区の住民等の福祉の向上を図るため、過去から現在までの状況を把握し、蓄積してきた経験やノウハウを生かし、地域と連携した福祉、医療、介護予防、健康づくりなど住民への包括的支援、生きがいつくり、社会参加、自立支援を行っていくため次の取り組みを進めていきます。

- 寿地区を中心とした市民への保健医療の提供、健康づくり、介護予防等の事業を行い、地域福祉の向上を図ります。
- 多くの住民が1室平均3畳という住宅事情の中で日々を過ごしており、生活の質の向上が課題であるため、様々な活動の場への参加を高め、社会参加・生きがいつくりにつなげます。
- 公共事業の継続のため、協会が行う事業（診療、浴場事業等）の収入増加を図り、安定した経営を維持します。
- 提供するサービスの質の向上を図るため全職員が組織目標を共有して、意欲的に働くことができるよう人事制度等の改善を図ります。

2 協約期間の主目標と実績

(1) 公益的使命の達成に向けた取り組み

① 健康・介護予防・普及啓発活動の充実

令和元年度実績	令和3年度実績	令和5年度目標
講座等の参加人数 605人	講座等の参加人数 937人	講座等の参加人数 800人

② 健康コーディネーター室支援対象者数の拡大

令和元年度実績	令和3年度実績	令和5年度目標
支援対象者数 291人	支援対象者数 628人	支援対象者数 450人

③ 諸室の利用者人数

令和元年度実績	令和3年度実績	令和5年度目標
利用者数 143,118人	利用者数 112,372人	利用者数 127,000人

④ 寿地区住民を主な参加対象とした社会参加・生きがいつくり

令和元年度実績	令和3年度実績	令和5年度目標
事業参加者数 2,411人	事業参加者数 3,415人	事業参加者数 1,000人

(2) 財務に関する取り組み

事業実施による収入の増加

令和元年度実績	令和3年度実績	令和5年度目標
事業収入 157,545千円	事業収入 167,481千円	事業収入 155,000千円

(3) 人事組織に関する取組

① 人事組織体制の見直し

令和3年度実績	令和5年度目標
人事考課の実施	実施

② 業務の改善・効率化提案 表彰制度の導入

令和3年度実績	令和5年度目標
制度検討	業務効率化実施件数 5件

③ 内部研修年間開催回数

令和3年度実績	令和5年度目標
13回	47回